

# 部事業主査の手引き

2019年2月改訂版

ワイズメンズクラブ国際協会 東日本区  
LT委員会

## 目 次

第 1 章	部事業主査とは	3
第 2 章	部の各事業主査に共通する任務	4
1.	部の役員としての任務	4
2.	部長のスタッフとしての任務	4
3.	事業継続のための任務	4
第 3 章	部事業主査のコミュニケーション	5
1.	コミュニケーションの流れ	5
2.	報告書	5
第 4 章	部事業の予算と決算	6
1.	部事業の予算と経費	6
2.	部事業の決算と決算報告	6
第 5 章	各部事業主査の役割	6
1.	EMC事業と部事業主査の役割	6
2.	YMCAサービス事業と部事業主査の役割	8
3.	ASF事業と部事業主査の役割	9
4.	CS事業と部事業主査の役割	10
5.	TOF事業と部事業主査の役割	12
6.	YIA事業と部事業主査の役割	13
7.	YEOP事業と部事業主査の役割	14
8.	STEP事業と部事業主査の役割	16
9.	IBC事業と部事業主査の役割	16
10.	DBC事業と部事業主査の役割	18
11.	BF事業と部事業主査の役割	18
12.	EF事業と部事業主査の役割	21
13.	YES事業と部事業主査の役割	22
14.	東日本区ワイズ基金(JEF)事業と部事業主査の役割	23
15.	LT事業と部事業主査の役割	23
16.	ウエルネス事業と部事業主査の役割	24
17.	物品事業と部事業主査の役割	25
18.	広報事業と部事業主査の役割	26
19.	メネット事業と部事業主査の役割	27

## 第1章 部事業主査とは

ワイズメンズ運動においては、その主体は個々のクラブにあります。それらクラブをまとめ、クラブ間の連携を深める存在として部があります。クラブに一番身近な区の役員として部長がおり、部長を援けて具体的に事業の推進を図るのが部事業主査です。東日本区は、このクラブと部事業主査と部長の関係を最も大切にしていきたいと考えています。

- ①部事業主査には、区事業主任と同じような事業に対する知識と事業推進への情熱が要求されます。
- ②区事業主任は、部、クラブの活動を支援します。また、国際からの情報を提供し、各部の事業が国際的な視野を失うことがないように指導、助言します。BF、TOF など区としての達成目標がある事業については、それが達成されるように各部の当該事業主査に協力を要請し、実現に向けての支援を行います。
- ③東日本区定款による区事業主任、部事業主査についての規定は次のとおりです。  
第16条 第1項：区は、国際協会の推進する事業および理事が必要と認める事業を推進するために、事業主任を置く。事業主任は複数の事業を兼務することができる。  
第2項：前項に定める事業については、別に定める。  
第3項：事業主任は、部の事業主査と連携し、各部・各クラブの事業活動を啓発・促進するとともに、国際およびアジア太平洋地域のそれぞれの事業主任と連携する。

④東日本区の定款施行細則では、推進する事業を次のとおりとしています。

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1 ASF(アレキサンダー奨学基金)     | 12 TOF(タイムオブファスト)       |
| 2 BF(ブラザーフッド基金)        | 13 YEPP(ワイズ子弟高校留学生交換)   |
| 3 CS(地域社会奉仕)           | 14 YES                  |
| 4 DBC(国内兄弟クラブ)         | (ワイズ・エクステンション・サポート)     |
| 5 EF(エンダウメント基金)        | 15 YIA(若者の参画・活動)        |
| 6 EMC(クラブ拡張、会員増強、維持啓発) | 16 YMCA サービス(YMCA への奉仕) |
| 7 IBC(国際兄弟クラブ)         | 17 広報(PR)               |
| 8 JEF(東日本区ワイズ基金)       | 18 情報(IT)               |
| 9 LT(リーダーシップ・トレーニング)   | 19 ヒストリアン(史料保存委員)       |
| 10 STEP(海外短期交流プログラム)   | 20 物品                   |
| 11 TC(トラベルコーディネーター)    | 21 ワイズメネット              |

⑤事業主任、委員会(委員長)、専任委員等と事業の関係

東日本区は、1997年の設立から国際と国内の2人の事業主任および特別委員長によって事業の運営が行われてきましたが、2004～2005年度から4人の事業主任、常置・特別委員会委員長および専任委員等のもとで事業が行われています。区事業主任、特別委員、専任委員と担当事業の関係は、以下のとおりです。(東日本区定款施行細則第5条、第6条参照)

◇事業主任

地域奉仕・YMCA サービス事業主任：CS・ASF・YMCA サービス・HIV/AIDS

会員増強事業主任：EMC・広報(PR)

国際・交流事業主任：BF・EF・TOF・IBC・DBC・UGP・YES

ユース事業主任：YEPP・STEP・YIA

◇委員会

常置委員会

文献・組織検討委員会

LT委員会

東日本区ワイズ基金運営委員会

東日本区奈良傳賞選考委員会

事業委員会

地域奉仕・YMCA サービス事業委員会

EMC 事業委員会

国際・交流事業委員会

- ユース事業委員会
- ワイズメネット委員会
- 特別委員会
- 随時設置
- ◇専任委員等
  - ヒストリアン
  - ITアドバイザー
  - トラベルコーディネーター
  - 広報・伝達(PR)専任委員
  - 担当主事
  - 区事務所所長、職員

## 第2章 部の各事業主査に共通する任務

部の各事業主査に共通する任務は次のとおりです。

### 1. 部の役員としての任務

- ①ワイズメンズクラブについての理解を深める。
- ②YMCAについての理解を深める。
- ③部内の各クラブについての理解を深める。
- ④部内の各クラブの役員・会員について理解する。
- ⑤東日本区の方針を理解する。
- ⑥部長の方針とその背景を理解する。
- ⑦部大会、部評議会など部の行事、集会に参加する。

### 2. 部長のスタッフとしての任務

- ①部の年度目標の(特に担当事業)の設定について部長に協力する。
- ②担当事業についての国際、地域、東日本区、クラブレベルの情報を収集する。
- ③部内の各クラブの担当事業の活動状況と進行状況を把握する。必要に応じてクラブの担当事業委員長もしくはクラブ会長に報告を求める。
- ④部内の各クラブの担当事業委員長もしくはクラブ会長と連絡を密に取る。担当事業に於ける各クラブの成功例を集め、部内クラブおよび区事業主任を通じて他の部と分かち合う。
- ⑤部内で以下の様な場で、担当業務についての研修、アピール、PRを行う。特に新設クラブに関しては勉強会を開催する等十分な指導、支援を行う。
  - 部大会、評議会の席で
  - クラブ例会に出席して
  - 部レベルのワークショップを開催して
  - 部報、部長通信などで
  - ニュースリリースを作成し、『部事業主査コーナー』などの原稿を各クラブブリテンに掲載することを依頼する。
- ⑥部長の公式訪問や、担当する事業の強化月間にあわせてクラブを訪問して、啓発と状況把握を行う。
- ⑦4半期(9月、12月、3月、6月の各月末)ごとに事業報告をまとめ、部長、区事業主任に報告するとともに活動を見直す。

### 3. 事業継続のための任務

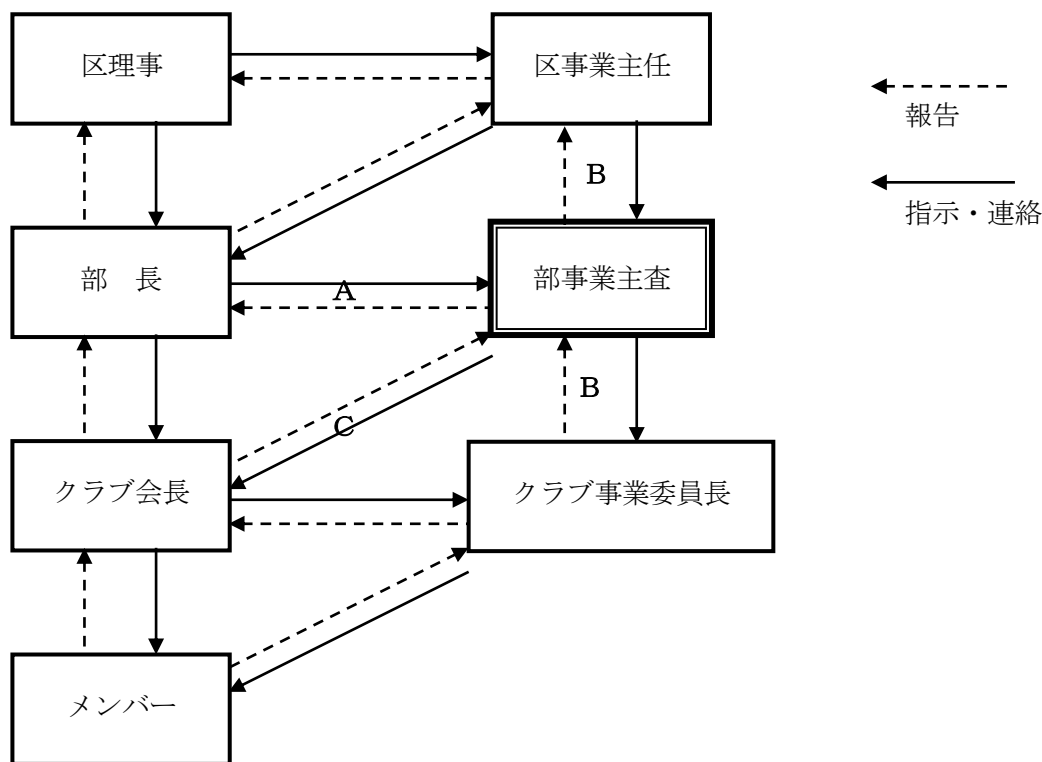
- ①事業の記録を取り、後任者に確実に文書で引き継ぐ。
- ②部事業主査の手引きの中で、改訂すべき点があれば、次期部事業主査、部長、LT委員会に提言する。

- ③改革も必要です。継続も力になります。役員の任期は1年です。直前の部事業主査、次期の部事業主査とトロイカ方式で推進しましょう。

## 第3章 部事業主査のコミュニケーション

### 1. コミュニケーションの流れ

部事業主査の関係者とのコミュニケーションの流れは以下のとおりです。



- ①部事業主査は、部長のスタッフですから、部長から指示や情報を得るとともに部長に報告や提言を行います(図中「A」)。
- ②部事業主査は、区事業主任から助言、情報を得るとともに指導・支援を受け、また、各クラブの担当事業委員長に助言、情報を与え指導・支援します(図中「B」)。部事業主査は、クラブの担当事業委員長に情報提供や依頼を行った場合は、クラブ会長にも写しを送る必要があります(図中「C」)。同様に区事業主任に報告したことは、部長にも写しを送る必要があります。

### 2. 報告書

報告書を提出する場合には、次の事項に留意しましょう

- ①用紙・書式：報告用紙・様式が定まっている場合はそれを用います。特に報告用紙・様式が決まっていない場合は、A4用紙に縦長方向で横書きとします。文字はワープロ、パソコンの場合は10.5ポイント程度の明朝体が標準です。
- ②記載上の留意点：集会は、正式な集会名、日時、会場、出席者を記入してください。
- ③クラブ名はフルネームで書いてください。
- ④例：北クラブ、西クラブ→ ○札幌北クラブ、東京西クラブ
- ⑤報告者名、報告日、コピー配布先を記入してください。
- ⑥もし、報告すべき事がなかったら、そのことを報告しましょう。
- ⑦報告期限を厳守してください。もし、記入できない事項があれば、その旨を記して、不完全なままでも期限内に報告して、その後に追加、訂正を送ってください。

## 第4章 部事業の予算と決算

### 1. 部事業の予算と経費

原則的には、部則の定めに従います。事業によっては、例えばCS資金のように事業費の中から使用できる場合があります。

### 2. 部事業の決算と決算報告

部事業主査による事業の決算報告は、それぞれの部則の定めに従います。

## 第5章 各部事業主査の役割

ここからは具体的に、各事業の説明と各事業主査の役割を説明いたします。

### 1. EMC事業と部事業主査の役割

#### (1) EMC事業の内容

EMCのEは、クラブ拡張(Extension)、つまり新クラブを設立すること、MCは、会員増強と維持啓発(Membership & Conservation)、つまり新会員の獲得と会員意識の高揚をはかることです。組織は、絶えず新陳代謝しながら成長して行かなくてはなりません。ワイズメン運動が生き生きと活動し、継続していくためには、常に新しく若い会員と、新しく若いクラブが加わるのが大切です。これを可能にするのが会員意識の高揚であります。このEとMとCは常に互いに関連して作用し合います。

なお、国際および地域では、EとMCの事業は分かれており、それぞれ事業主任が就いています。

#### (2) E事業における部事業主査の役割

- ①E事業に関する区の方針、目標を理解し、区会員増強事業主任から情報を入手します。
- ②部の現状を把握し、部長と協議して部の年間目標(Goal)を決めます。
- ③担当の地域におけるYMCAの展開を視野に入れておく必要があります。YMCAがあるがワイズメンズクラブのない都市、YMCAの拠点を計画している地域にクラブ拡張を考えます。
- ④部内のクラブの周年行事にクラブ新設が進められないかを考えましょう。部内のクラブチャーター記念日は把握しておきましょう。
- ⑤過去の成功事例などを学びます。
- ⑥設立途上のクラブには部長と協力して、励まし、準備会、仮クラブ例会に出席しましょう。
- ⑦部内のクラブが新設クラブに入会候補者を紹介するように勧めましょう。
- ⑧新クラブの設立総会や国際加盟認証状伝達式の出席を部内クラブ会員に呼び掛けましょう。
- ⑨求められれば、設立総会、国際加盟認証状伝達式の中で役割を担います。
- ⑩部大会や部評議会など機会あるごとにクラブ新設をアピールしましょう。
- ⑪部内のクラブ会員増強担当者と合同での懇談会などを企画しましょう。

#### (3) クラブ設立の標準的な進め方

部事業主査として新クラブ設立までの過程を熟知しておく必要があります。クラブ設立までの経過のパターンは、クラブの数だけあるといえるほど多様です。以下は、比較的標準な道程です。それぞれの段階で部事業主査が積極的に関わります。

- ①個人またはクラブで新クラブ設立の機運が盛り上がる。
- ②スポンサークラブが決まる。
- ③入会候補者を募る。
- ④発起人会を開く。
- ⑤準備会を重ねる。
- ⑥チャーターメンバーが固まり、設立総会を開く。

- ⑦設立総会においては、会則を決めクラブ役員を選出する。
- ⑧区理事を通じて国際協会に加盟申請をする。
- ⑨仮クラブ例会を続ける。
- ⑩国際加盟認証状が届く。
- ⑪国際加盟認証状伝達式を行う。(チャーターメンバーの追加は加盟申請日から 60 日以内)

手続の実務については HANDBOOK & MEMBERSHIP ROSTER(ハンドブック・東日本区会員名簿)の「新クラブ発足に必要な文書」の項を参照して下さい。また、「新クラブ誕生までのモデルプロセス」、「EMC の熱き思い」等のマニュアル類も是非参考にして下さい。

#### (4) MC 事業における部事業主査の役割

- ①MC 事業に関する区の方針、目標を理解し、区会員増強事業主任から情報を入手します。
- ②部の現状を把握し、部長と協議して部の年間目標(Goal)を決めます。
- ③部内各クラブの会員数、各月の出席者数、出席率、入会者、退会者、入会予定者はブリテンをまめに見て記録します。これは、部長の求めに応じて、適宜報告します。
- ④新入会員の入会式には部事業主査として必ず立ち会いましょう。
- ⑤入会式(転会式)は厳粛に行うように指導しましょう。入会式はすべてのクラブ員が初心に帰り、アイデンティティーを確認する得難い機会です。また、入会式には必ず立会うようにしましょう。
- ⑥入会式式文は手元に置いて下さい。(HANDBOOK & MEMBERSHIP ROSTER に収容されています。)
- ⑦クラブ例会を大切にするように指導しましょう。クラブ例会をおろそかにして栄えたクラブはありません。出席率がすべての基礎です。
- ⑧適当なスピーカーがいなくて困っているクラブのためにスピーカー・バンクを作りませんか。部事業主査のもとに相応しい人を蓄えて紹介してあげましょう。
- ⑨勢いをなくしたクラブには部長と協力して、仲間を連れて例会に参加して盛り上げましょう。合同例会をすすめることも一案です。スポンサークラブの力を借りることもできます。
- ⑩近隣にクラブのないクラブ、クラブ会員数が 15 人を割ったクラブには特に気を配ってください。
- ⑪入退会があるときはクラブから「会員異動報告書」を受け取り、部長と情報を共有して東日本区会員増強事業主任及び東日本区事務所に送付して下さい。
- ⑫区の EMC 委員会の主査委員として積極的に協力して下さい。

#### (5) 出席率の算出方法

- ①クラブ例会出席人数をクラブ会員数(功労・広義会員を除く)で割り、小数点以下を四捨五入した%とします。  
 <例>クラブ会員数 23 人、メーキャップを含めたクラブ例会出席者が 19 人の場合、 $19/23=82.6$ で、出席率は 83%となります。
- ②クラブ例会とは区名簿に公表されている例会です(本例会、第 1 例会)。自クラブの例会に出席できない場合は、メーキャップができます。出席できない自クラブの例会日の前月のクラブ例会翌日から、翌月のクラブ例会日の前日までの 2 か月間に次の会合に出席することが条件です。
  - A) 自クラブの第 2 例会または会長が年度始めに計画した会合
  - B) 内外のワイズメンズクラブの例会または特別例会
  - C) 区大会または理事の招集する会合
  - D) 部大会または部長が招集する会合
  - E) 国際大会、アジア太平洋地域大会またはそれに準ずるワイズメンズクラブの国際的な会合
  - F) YMCA が実施する行事、委員会または特別な会合で、これらが例会と重なった場合
- ③メーキャップカードを活用しましょう。

#### (6) EMC 事業の表彰

- ・東日本区の表彰に関しては、別紙表彰規定一覧を参照してください。
- ・国際表彰は次の通りです。

### ①国際表彰(ブースター賞)

- |       |            |
|-------|------------|
| クラブ表彰 | 年間 6 名以上増員 |
| 個人表彰  | 年間 3 名以上紹介 |

国際は前年度の 2 月 1 日から 1 年間、東日本区は前年度の 5 月 1 日から 1 年間の数字を基準にします。

## 2. YMCA サービス事業と部事業主査の役割

### (1) YMCA サービス事業の内容

YMCA サービスとは、YMCA への直接の奉仕を立案し実行することです。YMCA への奉仕、支援はワイズメンズクラブの最も重要な目的です。

米国の YMCA の中に生まれ、YMCA のサービスクラブであるワイズメンズクラブにとって YMCA サービスは、最も歴史のある、幅の広い事業です。YMCA の指導者育成のための財的援助を目的とする ASF も YMCA サービスのひとつと言えます。また、かつて事業として独立していた「少年事業」「青年事業」「会員奉仕」「世界展望」も「YMCA サービス」と言えるでしょう。

YMCA サービスは、YMCA への奉仕という面のみならず、YMCA の働きの魅力をクラブに持ち込み、ワイズメンに紹介する面での役目も重要です。

東日本区定款では、第 3 条・クラブ・会員の項目で「クラブの会員は、YMCA の会員になるものとする」と規定しています。率先して YMCA 会員になることが最も身近な YMCA サービスと言えるでしょう。なお、YMCA サービスを簡略化して「Y サ」と言うこともあります。

### (2) YMCA との協力関係(Partnership)

YMCA は、イギリスで設立され、全世界に広がりました。一方、ワイズメンズクラブは、米国のトレード YMCA の中に生まれ、米国を中心に発展しました。そのため、両者の関係は、国際レベルで疎遠になった時期がありました。

1981 年 1 月にジュネーブにおいて、ワイズメンズクラブ国際協会と世界 YMCA 同盟の指導者が集い、『協力関係の原則 (Principles of Partnership)』に関する声明を採択しました。これは互いに独立した組織であることを認め合いながら、共通の目的に対して協力関係を強化しようというもので、このことを地域の YMCA、クラブレベルまで浸透させることに同意しました。

『協力関係の原則』は、HANDBOOK&MEMBERSHIP ROSTER (ハンドブック・東日本区会員名簿) に原文と訳文が記載されています。

### (3) YMCA サービスの事例

クラブとしてはバザー、チャリティーランへの協力など多岐に亘っています。個人としては理事、常議員、運営委員など YMCA の運営に参画しています。以下に YMCA サービスの具体的な事例を列記します。

- ジャガイモなど物品販売などの収益による資金的な支援
- YMCA が経営する老人ホームへのサービスプログラム
- YMCA が行っている不登校児へのプログラムへの支援
- チャリティーランの企画、準備、実行
- バザーの準備、実行
- 国際理解プログラムの主催
- 災害緊急街頭募金
- 国際協力募金
- ウォーキングプログラム
- 障がい者対象のプログラム
- 夏、冬のキャンプの主催
- 高齢者対象の歌声プログラム
- 高齢者対象のボランティアスクールの開催
- チャリティーコンサート



- キャンプ場でのワーク

#### (4) YMCA サービス事業における部事業主査の役割

- ①YMCA サービス事業に関する区の方針、目標を理解し、地域奉仕・YMCA サービス事業主任から情報を入手します。
- ②部の現状を把握し、部長と協議して部の年間目標(Goal)を決めます。部または各クラブの担当主事も交え、部として取り組むべき YMCA サービスについて考えましょう。
- ③部内の各 YMCA とクラブの関係を理解し、各クラブが現在行っている YMCA サービス事業や、今後行う YMCA サービス事業に助言しましょう。各クラブのブリテン等から YMCA サービスの実体を把握しましょう。
- ④様々なクラブの成功例を調べ、分析し、部内で分かち合う役割を果たしましょう。
- ⑤各クラブが YMCA 主事と十分話し合うことを勧めましょう。
- ⑥部大会、部評議会等での YMCA サービス事業の重要性をアピールしましょう。
- ⑦YMCA だけを見るのではなく、YMCA の向こうにある地域の問題点にも目を向けることを奨励しましょう。
- ⑧全てのメンバーが YMCA の会員となるよう奨励しましょう。

### 3. ASF 事業と部事業主査の役割

#### (1) ASF 事業の内容

ASF は、アレキサンダー奨学基金 (Alexander Scholarship Fund) の略で、ワイズメン運動の創始者ポール・ウィリアム・アレキサンダーを記念して設立された奨学資金です。YMCA で働くことを希望する学生、YMCA に在職しながら、より一層深い体験を得るために訓練を受けたいと希望する若手主事に対する財的援助を目的としています。

各区で集められた資金は、10%を国際の ASF 事業資金に拠出し、残りの 90%が各区の ASF 事業に使われます。東日本区では日本 YMCA 同盟のプログラム支援、クラブ担当主事支援等のために用いています。

部によっては、独自に部 ASF 資金として各クラブから一定額を徴収し、部内のクラブ担当主事の区大会参加費補助等に用いているケースもあります。

#### (2) ASF 事業の経緯

1950 年の国際大会においてワイズメン運動の創始者である P. W. アレキサンダーの功績を称えるために彼の肖像画を送る事を決議されました。これに対してアレキサンダー名誉国際会長は、その費用をもっと有益な事業に用いるべきだと希望を述べました。

1954 年の国際大会では、肖像画にかえて写真を贈り、残金の約 900 ドルを米国スプリングフィールド大学、ジョージ・ウィリアムズ大学で YMCA の主事を目指して勉学中の学生の奨学金とすることが決議され、1959 年にはワイズメンズクラブ国際協会の正式事業となりました。

日本区では 1963 年の第 18 回日本区大会 (熊本) で、同事業を取り上げることになり、翌年 4 月には奨学生第 1 号が決まりました。この当時は PWASF と称しました。以降、YMCA 主事希望の学生に対する奨学金の支給は続けられ、毎年、各地クラブから推薦される学生を選考することが日本区としても大きな仕事でした。奨学生も 30 人を超えました。

しかし、YMCA を取り巻く環境、雇用状況の変化、学生気質の変化などによって、この制度が実情に合わなくなってきました。何度か規定を改定し、1993 年の改訂で、その目的を「YMCA サービス事業、YMCA が実施する主事研修、レイマン研修等に対する活動を支援する」としました。

なお、区に集められた ASF 献金は、「東日本区 CS・Y サ・ASF 資金運用規定」に則って、運用が行なわれています(詳細は、4. CS 事業と部事業主査の役割の項を参照)。

#### (3) ASF 事業における部事業主査の役割

- ①ASF 事業についての理解を深めた上で、年度の東日本区の方針を受け、部として年度の取組み方針を策定し、啓蒙、アピール活動を行なって下さい。ASF の強調月間は 7 月です。同じく 7 月を強

調月間としている「YMCA サービス」と併せて、可能な限り各クラブの例会に出席し、アピールを行なって下さい。

- ②部として独自に ASF 資金を集めている場合は、この入金管理と支出（支援）先の選定を行なう必要があります。支援先の選定に関しては、公平性、透明性の確保に努め、部の定めに従って、部役員会、部評議会等での承認を得て下さい。また、支援先からは、支援完了後に報告書を取り付けたり、評議会で発表してもらったりして、成果を部内で分かち合うことをお奨めいたします。

#### (4) ASF 献金の送金方法・送金期限

##### ①送金方法

各クラブは部指定の納付方法に則り、部会計に送金します。必ずクラブ名、送金者名、金額、ASF 献金である旨、記入してください。

##### ②送金期限 2月15日

#### (5) ASF 事業の表彰

- ・東日本区の表彰に関しては、別紙表彰規定一覧を参照してください。

### 4. CS 事業と部事業主査の役割

#### (1) CS 事業の内容

CS は、コミュニティー・サービス(Community Service)の略で、地域社会奉仕とも言います。

ワイズメンズクラブ国際協会の国際憲法第 2 条第 3 項には、ワイズメンズクラブの目的として「第一に YMCA のためのサービスクラブとして活動する」に次いで「その他にワイズメンにふさわしい団体を支援する」とあります。

ワイズメンは、YMCA やその他の団体を通して、あるいは直接的に地域におけるプロジェクトを推進しています。そしてそのことが私たちのイメージを形成する上で重要な役割を果たしています。

日本においては、日本区時代から、CS 基金として、「お年玉付年賀はがき」の当せん切手シート集めによる資金と自由献金による基金が活用されています。

#### (2) CS 事業の経緯

CS 事業の歴史は、古くは 1969 年の「Human Crisis(人類の危機)」、1972 年のコミュニティー・サービス事業への名称変更、1973 年のタイム・オブ・ファスト(断食の時：TOF)への名称変更までさかのぼりますが、ここでは、日本区から東日本区への組織変更の中での CS 事業について述べます。

日本区は、TOF 事業には協力的でしたが、度重なる事業の名称変更については国際と同調せずに、コミュニティー・サービス事業の名称を維持しました。また、BF 事業の切手の一種として扱われていた未使用の「お年玉切手シート」の換金性が高いことから、これを別に集めて日本独自の BF 基金をつくらうという提案があり、アジアのワイズメンとの交流を深めるための「アジア基金」を設立しました。しかしその後アジア各国の経済成長に伴い、特別な支援がなくとも交流が可能になってきました。その頃には日本区において「お年玉切手シート」の収集が盛んになり切手シートだけで多額の資金が集るようになって来ました。この資金を基に各クラブの地域奉仕プログラムへの補助制度が出来、本当の意味でのコミュニティー・サービス事業になってきました。

各クラブへの CS 活動補助とは別に日本 YMCA 同盟が行っている各種プログラムへの支援も盛んになってきましたが、一方で大量に集る切手シートの販売が極めて困難になってきました。それに伴い各クラブでの切手シートの収集も徐々に減り、現金での献金が主流になってきました。

東日本区では日本区分割を機に、日本区の時の方針を変更して、部の活動を強化するために現状のような制度にしました。なお、西日本区は日本区の時と同様に西日本区へ全ての CS 献金を集める方針をとっています。

#### (3) CS 資金と CS 事業の現状

CS 資金は、東日本区と各部それぞれが集めていましたが、献金類の送金方法を部を経由する方式に変更しましたので、一旦部へ集まります。東日本区としては、メンバー1人当り年間 1,250 円

以上の献金を要請しています。また献金の上乗せとして「お年玉切手シート」の抛出も要請しています。各部に於いても東日本区と同額の抛出が要請されており、各クラブのCSに関する献金の達成目標は、1人当たり2,500円となります。

東日本区に集められたCS資金は「東日本区CS・Yサ・ASF資金運用規定」に基づき運用されており、主に日本YMCA同盟が行っている関連事業に抛出されています。部に集められたCS資金は、各部の規定に従って各クラブが行っているCS活動の支援に用いられています。

#### (4) CS事業における部事業主査の役割

- ①部長とともに部の年間目標(Goal)を決めます。
- ②国際、東日本区、部内クラブのCS事業を理解しましょう。
- ③部内にCS事業を行っていないクラブがあれば、新規CS事業の立ち上げに向けてアドバイス、支援しましょう。また、CS事業へ補助金の申請を促しましょう。
- ④部として取り組むCS事業を開発しましょう。
- ⑤様々なクラブの成功例を調べ、分析し、部内で分かち合う役割を果たしましょう。
- ⑥部大会、部評議会等でCS事業の重要性をアピールしましょう。特にCS強調月間の8月には、可能な限りクラブの例会を訪問し、アピールに努めましょう。
- ⑦2月15日のCS献金(含む「お年玉切手シート」)の納付締め切りまでの間、各クラブの納付状況を把握するとともに、部長とも連携の上、献金の意義の周知と理解に務め、必要なフォローを行って下さい。特に毎年、目標達成基準の「1人当たり献金額」についての間違い(目標に数人分満たない額の献金)が散見されます。目標達成基準のクラブメンバー数は、その年度の年初の人数(年度初め(7月1日)の半年報の人数(担当主事を含み、広義会員、功労会員を含まず))であることに留意して下さい。納付状況は部会計に問い合わせ確認して下さい。
- ⑧2月末には、部内各クラブの献金額を区地域奉仕・YMCAサービス事業主任に報告します。
- ⑨CS会計報告と引き継ぎは、確実に行いましょう。
- ⑩区の地域奉仕・YMCAサービス委員会の主査委員として積極的に協力して下さい。

#### (5) CS献金の集め方

- ①お年玉付年賀はがきの3等当せんの賞品、「お年玉切手シート」を集めます。当せん番号は、1月下旬に抽選が行われ、テレビ、ラジオのニュースまたは新聞(翌日朝刊)で発表されます。郵便局のウェブサイトからでも確認できます。当せんはがきを郵便局で「お年玉切手シート」に交換します。
- ②クラブ内で献金(現金)を集めます。クラブによっては(BF、TOF等の他の献金も含め)クラブ会費に予め、区の目標額(CS献金の場合は1人あたり1,250円)分を含めているケースも多く見られますが、強調月間や、納付期限前に、さらに自由献金を募るところも多く見られます。
- ③「お年玉切手シート」だけでなく、テレホンカードや書き損じ郵便はがきを集めて換金し、CS献金に充当しているクラブもあります。

#### (6) CS献金の送金方法・期限

- ①送金方法  
各クラブは部指定の納付方法に則り、部へ送金します。必ずクラブ名、送金者名、金額、CS献金である旨、記入してください。また、「お年玉切手シート」は、額面額を換算して現金献金に加算していただくことを基本としますが、現物を「東日本区事務所」に送付いただくことも可能です。この場合、クラブの実績には切手の額面額の合計がプラスされます。(目標達成額の1人当たり1,250円分は現金で納付して下さい)
- ②送金期限  
2月15日(「お年玉切手シート」送付期限も同じ)
- ③集計と報告  
各クラブは、2月末までの実績報告書を部CS担当事業主査に送ります。部CS担当事業主査は、部内各クラブの集計結果を区地域奉仕・YMCAサービス事業主任に報告して下さい。特に「お年玉切手シート」は、個人に対しての区の表彰がありますので個人別に枚数を記します。

## (7) CS 事業の表彰

- ・東日本区の表彰に関しては、別紙表彰規定一覧を参照してください。

## 2. TOF 事業と部事業主査の役割

### (1) TOF 事業の内容

TOF (ティー・オー・エフ) は、タイム・オブ・ファスト (Time of Fast : 断食の時) の略です。クラブ例会での食事を抜き、その金額相当分を献金し、国際協会で認定した、発展途上国を主たる対象とする地域支援プロジェクトに用いる、ワイズメンズクラブ国際協会が全世界的な事業として展開しているプログラムです。

TOF 事業は、1973 年から始められ、これまでに多くの献金が集められ、用いられてきました。年度の実績、その内の東日本区拠出額については東日本区事務所または、東日本区地域奉仕・YMCA サービス事業主任に問い合わせして下さい。

国際でも東日本区でも毎年 2 月を TOF の強調月間と定めて、取組みを行っています。また、東日本区では、家族で 1 食を抜き、その分の金額を献金するファミリーファストも独自の施策として行われています。ファミリーファストの強調月間は 11 月です。2006-2007 年度以降は、ファミリーファストとして献金されたものは、東日本区の HIV/AIDS 事業への取組みのために用いられることとしています。

TOF 事業の特徴は以下のとおりです。

- 全世界のワイズメンひとりひとりが協力する国際的なプログラムです。
- YMCA を始めとする各地のプロジェクトを支援し、地域社会に貢献します。
- 恵まれない人々の生活の向上を支援します。

国際レベルで、TOF 評価選考委員会(Evaluation & Selection Committee)が設置され、支援対象プロジェクトの選考と評価を行っており、基金の有効活用を図っています。

### (2) TOF 事業の経緯

TOF 事業の経緯については、前項(CS 事業の経緯)を参照して下さい。

### (3) 最近の TOF 支援プロジェクト

TOF 資金による支援プロジェクトは、以下のようなものがあります。最新の内容につきましては、国際・交流事業主任または東日本区事務所で確認してください。

- ①インド・カンバル 有機野菜果物づくりを指導するワイズメネットへ
- ②チリ・バルパライソ 貧困地域でのコミュニティーづくりへ
- ③ポルトガル・アビタオ 若者への技能教育へ
- ④フィリピン・マニラリサール ユースへのリーダーシップ教育へ
- ⑤インド貧困地域での「癌」発見と治療へ
- ⑥ベルラーシ・ポンモンシ 若者への技能教育へ
- ⑦インド・タリパランバ 社会的弱者の女性への技能訓練へ
- ⑧スイス・ジュネーブ YMCA 同盟「One Million Voice」へ
- ⑨インド・ラヤローム 電気の不自由な田舎の学校にソーラーパネルを

### (4) TOF 事業における部事業主査の役割

- ①まずは、自身の TOF 事業についての理解を深めましょう。特に国際における過去の TOF 支援プロジェクトと、本年度の計画について理解しましょう。これらの情報は、国際・交流事業主任から提供されますが、国際協会のホームページにも公開されています。
- ②区としての目標、取組み方針を理解し、これを受けて部としての年度の目標、取組方針を策定して、様々な機会をとらえ、クラブにアピールし、また、TOF 献金集めの成功例等を部内で分かち合う役割を果たして下さい。
- ③この事業の推進のポイントは、いかに部のメンバーに TOF 事業の意義の理解を深めてもらうかです。十分な理解を図った上で、各クラブに事業への協力、献金目標の達成を求めて下さい。

- ④特に、前年度 TOF 献金が行われなかったクラブについては、その原因を調べ、TOF 事業への理解が不十分ならこれを補って下さい。また、新設のクラブに対しては、他の事業と併せて勉強会を開催する等、理解を図って下さい。
- ⑤2月の「TOF 強調月間」には、一層取組を強め、可能な限り各クラブの例会に出席し、アピールを行って下さい。また、この月や、前後に行われる部の行事で、TOF を実践(食事を抜いたり、単価を下げたりし、その分を献金する)することも検討して下さい。国際のホームページには、2月の TOF についての毎日の取組み目標が記載されたカレンダー(日本語版)も収容されています。参考として下さい。
- ⑥2月15日の部への送金締め切りまでの間、部長とも連携の上、献金の意義の周知と理解に努め、各クラブの献金納付状況を把握し、必要なフォローを行って下さい。特に毎年、目標達成基準の「1人当り献金額」についての間違い(目標に数人分満たない額の献金)が散見されます。目標達成基準のクラブメンバー数はその年度の年初の人数(年度初め(7月1日)の半年報の人数。担当主事を含み、広義会員、功労会員を含まず)であることに留意して下さい。納付状況は部会計に問い合わせ確認して下さい。
- ⑦年度末には、部のルールに則り、部内の献金実績を記録、部報への掲載等を行って下さい。

### (5) TOF 献金の送金方法・送金期限

#### ①送金方法

各クラブは部指定の納付方法に則り、部へ送金します。必ずクラブ名、送金者名、金額、TOF 献金である旨、記入してください。

#### ②送金期限 2月15日

### (6) TOF 事業の表彰

- ・東日本区の表彰に関しては、別紙表彰規定一覧を参照してください。
- ・国際表彰は次の通りです。

#### ①国際表彰

国際では、1人あたりの TOF 献金額について、次の基準によって、該当のクラブに金、銀、銅賞のバナーバッジが授与されます。1人あたり貢献額が各区の設定する1食分(東日本区の場合1,000円)に比して

- 1食分(1,000円)以上の場合：銅賞
- 2食分(2,000円)以上の場合：銀賞
- 3食分(3,000円)以上の場合：金賞

## 3. YIA 事業と部事業主査の役割

### (1) YIA 事業の内容

YIA は、Youth Involvement and Activities の略です。どのような組織も青年が加わってこそ強化され、成長してゆきます。メンバーの高齢化、リーダーシップの高齢化が米国のワイズダムに停滞をもたらしました。

国際協会では、ワイズダムの次代を担う青年の活動を支援するために、YA(Youth Activities)を始めました。これを更に青年を支えて、ワイズメンのプログラムやプロジェクトに巻き込んでいこうということで YIA に名前を変更致しました。クラブや部のプログラムに意識的に青年を加えてください。例として、青年の中からの代表が国際議会に陪席しています。また、東日本区においても青年のグループを組織し、例会に招いているクラブも見受けられます。それぞれの地域において、いかに青年が自らのニーズと関心によってワイズメンズクラブの活動に関わっていけるか、それをいかに発展的に継続させるかがワイズダムの将来を左右する課題です。

2004年の国際議会では、16歳から30歳の青年をメンバーとする「ユースクラブ」が、国際協会に所属する正式な組織として認められました。

ユースクラブは、国際憲法で規定されるワイズメンズクラブではなく、また、国際・地域・区・部の会費の納入義務はありませんが、会長、代表者は区、部の会合に出席する権利と義務を持ちま

す。ユースクラブの主たる目的は、YMCA とワイズメンズクラブに青年が積極的に関わり、これらの運動を推進させることを奨励すること、ユースクラブメンバーのひとりひとりの成長の機会を提供すること、次代のリーダーシップを育てること等であり、典型的な YIA の例です。東日本区では 2006 年 9 月に「ワイズ・ユースクラブ横浜-Y3」の設立総会が開催され、2007 年 1 月には世界初のユースクラブとしての加盟認証伝達式（チャーター）が行われました。

YIA に関して、東日本区では、例えば以下の様な独自の取り組みも行っています。

#### ①Y3

国際やアジアのユースのフォーラムであるユース・コンボケーションの参加者を中心として、ワイズメンズ運動に共感した高校生以上の青年たちによって 1998 年に東・西日本区に「Y3」というグループが誕生しました。Y3 は YMCA、Y's Men、Youth の 3 つの Y を表しています。東日本区では「Y3-East」と称し、東京の山手 YMCA を拠点に地域活動、親睦、海外交流を中心にして活動していましたが 2007-2008 年度から休会となりました。

現在、東日本区では 2003 年に宇都宮で開催された第 6 回東日本区大会で誕生した「Y3 宇都宮」、2007 年 1 月誕生の「ワイズ・ユースクラブ横浜-Y3」および 2008 年 6 月誕生の「ワイズ・ユースクラブ東京-Y3」が活動を行っています。

#### ②ユースボランティア・リーダーズフォーラム

ユースボランティア・リーダーズフォーラムは、私たちが最も誇れるユースのためのプログラムのひとつです。フォーラムは、各クラブの拠出金によって全て運営され、東日本の各 YMCA から比較的経験の浅いリーダーが集められて、体験を共有することにより、ボランティア・リーダーとしての意識の向上を目指します。

各部のユース事業主査は、次年度に行われるユースボランティア・リーダーズフォーラムの実行委員になります。

### (2) YIA 事業における部事業主査の役割

- ①各クラブが YIA の考え方を理解し、新しいアイデアを生み出すよう助言します。各クラブの YIA 委員長等と協力して青年の活動についてアイデアを交換し良いプログラムを開発しましょう。部レベルで行うものは、リーダーシップを発揮し、クラブレベルのプログラムは必要に応じて、部全体でバックアップを図りましょう。
- ②各クラブでの YIA に関する成功例を集めて、部内で分かち合いましょう。
- ③ユース・コンボケーションへの参加を呼び掛けましょう。
- ④部大会やクラブ例会、クラブの事業に青年を招くことを奨励しましょう。YMCA リーダーのキャンプ報告会や卒業リーダーの激励会をするクラブもあります。
- ⑤部の中に学生 YMCA(学 Y)の活動がある大学がある場合は、その学 Y と連絡をとり、連携を深めてください。
- ⑥各クラブでのユースクラブ作りを支援しましょう。

## 4. YEPP 事業と部事業主査の役割

### (1) YEPP 事業の内容

YEPP は、Youth Educational Exchange Program の略で、ワイズメンの子女(高校生)の 1 年間の交換留学生制度です。家族ぐるみでワイズの経験が豊かな家庭ならば、派遣・受入れに参加できます。留学希望者は、希望する年度(原則は夏から翌年の夏まで)の前年に自クラブを通じて区ユース事業主任宛に申請すると、国際 YEPP 事業主任(ISD)を通じて、留学希望国内での受入れクラブ探しが始まります。

受入れも同様で、東日本区への留学希望者があった場合は、国際 YEPP 事業主任から区ユース事業主任を通じて部事業主査に受入れクラブとホストファミリー探しを要請されます。

留学生を送り出すクラブをスポンサークラブ、受け入れるクラブをホストクラブと呼び、両クラブの責任でプログラムが進められ、成果も分かち合います。

## (2) YEEP 事業の経緯

YEEP は当初は、将来のワイズダムを担う青少年のために北米とスカンジナビア諸国の間で行われていた子女交換留学制度でした。1974 年のワシントン国際大会において国際協会の新しい事業として正式に承認されました。

日本区では、1974 年から 1978 年までは世界展望事業(World Outlook)の中に YEEP 事業を置いていましたが、1978-79 年度において世界展望事業を YEEP と IBC の 2 つの事業部門として独立させました。

日本区からは 1975-76 年度に神戸クラブの派遣生を米国に送ったのが最初です。受入れは 1985-86 年度にカナダのサウス・カルガリークラブの高校生を京都ウェストクラブでホストしたのが第 1 号です。

近年の問題点は、日本の高校生の多くは米国留学を希望するが、米国のワイズメン運動が低迷し、高齢化し、受入れ家庭が見つからない場合があること、留学が中途半端になり、日本に帰国した後の進学計画を立てにくいこと、日本においては 1 年間ホストファミリーを務められる家庭が少ないことなどが挙げられます。そのため、短期ワイズ交換プログラム(Short Term Youth Exchange Program : STEP)が新たに生まれました。またホストファミリーは、部が責任をもって数家族で分担するようになっています。

## (3) YEEP 事業における部事業主査の役割

- ①区ユース事業主任から、YEEP についてのガイドライン(申請方法、費用負担など)などの情報を受け取り、理解を深めます。
- ②部内で現在行われている、または行われようとしている受入れおよび派遣について前任者から過去の記録および申し送り事項の引継ぎを受けます。
- ③部内の YEEP 事業の推進役、調整役として、部内のクラブに対して、評議会や例会等の場で YEEP への参加(派遣)をアピールし、参加希望があった場合の支援と、受入れ希望が他国からあった場合の支援を行います(詳細は後記参照)。
- ④受入れ希望があった場合に備えて、受入が可能な家庭のリストを作成、アップデートします。
- ⑤募集から帰国まで 2 年かかります。単年度の任期の事業主査としては、綿密な引継ぎが必要です。翌年度派遣への応募は、区内の選考を経て、12 月までに国際 YEEP 事業主任に提出しなくてはなりません。早目の対応を心がけましょう。

## (4) YEEP 派遣について

- ①YEEP 派遣に応募するには、希望者の親が属するクラブが直接、区ユース事業主任と連絡を取り、9 月～10 月に所定の申請書類を提出します。標準日程では翌年 2 月～3 月にホストファミリーが決まることになっていますが、状況によって変化します。1 次申請手数料は 500 スイスフラン、2 次申請手数料 800 スイスフランは、スポンサークラブが負担します。
- ②YEEP は、スポンサークラブとホストクラブの責任ですから、クラブ内の希望者の選考はクラブに責任がありますが、区事業主任の要請により、部事業主査がその責を果たすこともあります。
- ③留学生が希望する留学地に受入れ家庭があることはまれです。受入れ先を国際協会の公的ルートだけに頼らずに、日頃から IBC などを通じて開拓しておく必要もあります。
- ④留学先での生活や留学を終えて帰国したときの感想文を東日本区報や部報に掲載するように働き掛けましょう。

## (5) YEEP 受入れについて

- ①日本では受入れを部として引き受けるケースが増えています。ホストファミリーが複数になると、部事業主査が調整役となり、身元引受人や学校を決める必要があることもあります。
- ②ホストファミリーの属するホストクラブの中に YEEP 担当者を置いてもらうことも必要かも知れません。家族との取り決めなどに同席してもらいます。
- ③留学生が国際大会やユース・コンボケーションに参加するための BF 資金援助の申請も手助けしてください。また、部大会・評議会への招待も考えてください
- ④他のクラブの訪問などの国内旅行費用の補助、各地のワイズメンへの協力依頼も働きかけてくだ

さい。

- ⑤事業主査は、ホストファミリーと留学生、ホストファミリーとホストクラブ、ホストクラブとスポンサークラブの関係に気を配り、必要な場合は調整の役目を果たして下さい。
- ⑥留学生の日本での生活レポートや留学を終えての感想、ホストファミリーの感想を東日本区報や部報に掲載するように働きかけましょう。

## 5. STEP 事業と部事業主査の役割

### (1) STEP 事業の内容

STEP は、短期交換プログラム(Short Term Youth Exchange Program)の略です。この短期交換プログラムは、国際体験、交流を希望するが、YEPP のように長期間の留学が困難な青年のために、YEPP を補完するために始められた事業です。

STEP は、青年が海外のワイズメンの家族とともに過ごす機会を提供するもので、YEPP に比べ門戸を広げて参加しやすくしています。但し、単なる観光旅行ではなく、青年たちが将来のワイズダムのリーダーとなるため、異なった文化での体験を通じ、一層成長することを目的としていることに留意する必要があります。

当初は、STYE(Short-Term Youth Exchange)としてスタートしましたが、その後、参加者を広く募るために、対象者、年齢、期間などを手直ししてきました。

この制度には、YEPP 経験者も参加できますし、この STEP 参加者が将来 YEPP に参加することも可能です。

現行の規定は以下のとおりです。

- ①対象は、ワイズメン、ワイズメネットまたはワイズメン、ワイズメネットの子、孫、もしくはクラブからの推薦を得た者。いずれもワイズメン運動についての理解をもっていることが条件です。
- ②対象年齢は、18 歳から 25 歳です。(YEPP とは異なり、高校生に限りません)
- ③期間は、3 週間から 11 週間で年間を通じていつでも可能です。
- ④学生の場合、通常は夏休み等の期間に行われるので、通学する必要はありません。

### (2) STEP 事業における部事業主査の役割

基本的には YEPP における事業主査の役割と同様です。しかし YEPP に比べて、比較的容易に応募できるため、STEP の目的に相応しい応募が行われるように気を配ってください。また期間が随意ですから、素早い対応が必要になります。

### (3) STEP 応募希望があった場合

- ①区ユース事業主任に連絡して正式な申請用紙を入手します。申請者が申込用紙に記入し、英文タイプ 1 ページ程度の分量で自分の趣味、家族、生活などについての作文を添付します
- ②申請用紙は、本人の顔写真 3 枚とともに旅行開始の最低 5 か月前に区ユース事業主任を通じて国際 STEP 事業主任に 30 スイスフランの小切手を添えて提出します。派遣が決まってから更に 35 スイスフランを国際協会に払い込みます。詳細は区ユース事業主任が所有している STEP のマニュアルを参照して下さい。
- ③正式ルートでは、不特定な区、クラブから受入れファミリーが選ばれますので、希望に沿えない場合があります。また、時間もかかります。そのため、あらかじめ、IBC のクラブ等のホストファミリーを見つけておくことも考えられます。事前にホストファミリーの内諾が得られている場合は区ユース事業主任を通じて国際 STEP 事業主任にその旨連絡しておくことが必要です。

## 6. IBC 事業と部事業主査の役割

### (1) IBC 事業の内容

IBC は、国際兄弟クラブ(International Brother Clubs)の略で、ワイズメンズクラブが外国の特定のクラブと兄弟縁組みを行い、永続的な交流を重ねる事業です。IBC プログラムを通して、国際的な友情を育てることが出来ます。相互の継続的かつ規則的なコミュニケーションがワイズメン運動



の国際的な広がりを含めず。

またトライアングル(IBC Triangle)として、3クラブが互いにIBC関係を締結して、三角形の関係を築くことがあります。これはワイズ先進国の2クラブが協力して、ワイズ途上国のクラブを支援しようという発想から生まれました。さらに近年は、クワドラングル(IBC Quadrangle)として4クラブが四角形を作る例も見られます。

最近では、外国に行く機会が多くなりました。しかし、いくら費用をかけても、志を同じくした海外の友人の家にホームステイすることによって味わえる素晴らしい体験は得られません。同様に海外の友人を我が家に迎えることも出来ます。

なお、女性のクラブ同士あるいはメネット会同士の兄弟縁組には国際姉妹クラブ(ISC:International Sister Clubs)の名称も使われます。

## (2) IBC 事業の経緯

戦後、韓国にワイズメンズクラブを設立させ、日本区の国際復帰の恩人ともいえるカール・バーグストロームが、ワイズメンズクラブにおけるIBC事業の火付け役とされています。彼は韓国から帰国し、1947年のトレド大会において、海外のワイズメンが、外貨不足のためにワイズメンのバッジが買えないでいると報告しました。この報告を受けた世界展望(WOL)委員会は、海外のこのようなクラブに対してバッジを送るプログラムを提言しました。

このことから、北米のクラブと海外クラブが永続的に友好を深めるIBCへと発展したと言われています。

## (3) IBC 事業における部事業主査の役割

①部内の各クラブのIBC締結状況を把握します。国際のIBCリスト(Brother Club Directory)は、最新版を区国際・交流事業主任が保管しています。

②部内にIBCを締結していないクラブがあれば、締結に向けてのアピール、アドバイス、支援を行います。締結希望先(所属国、クラブの特性など)を聴取し、区国際・交流事業主任を通じて該当地域の地域IBC事業主任、国際IBC事業主任等に候補のクラブを紹介してもらう手配をしてください。

IBCが長続きしなかったり、交流が自然消滅したりすることが見受けられますが、多くは、クラブ内で十分なコンセンサスを得ないまま締結をしたケースです。締結の発端は特定のクラブメンバー同志の関係からであっても、締結までにはクラブ内で十分な検討と合意を得るようにしましょう。

③交流にはどのような形態、方法があるか事例を集めましょう。成功例があれば、他のクラブと分かち合ひましょう。部報や部長通信、部評議会等で発表の機会を持ちましょう。

④関係が弱くなっているIBCについて適切な助言をしてください。IBCのメンバーが来日の折や、国際大会、地域大会等で顔を合わせたら、IBCの集いを持ち、交歓するように奨めてください。また、周年行事等のクラブの特別な集まりはIBC交流の好機です。ブリテンの交換、ブリテンにIBCからの記事を掲載することもお互いの理解、交流を強めるのに役立ちます。

⑤部事業主査は、IBC締結式に立ち会う名誉もあります。時間が許せば出席して祝福してください。

## (4) IBC 締結の手順

①海外のクラブとIBC締結の合意が出来たら、クラブ会長は、部事業主査、部長に報告し、部事業主査は、区国際・交流事業主任に報告します。どちらかのクラブがIBC締結の用紙(IBC Certificate: 2クラブ、3クラブ(Triangle)、4クラブ(Quadrangle)で用紙が異なります。)を入手します。東日本区の場合は、東日本区事務所に請求します(2クラブは2通、3クラブは3通、4クラブは4通)。

②用紙を入手したクラブの会長がサインし、相手のクラブに送付します。相手クラブの会長がサインしたのち、国際IBC事業主任に全通送付します。必ず全通に各クラブ会長、国際IBC事業主任のサインが行われる様に手配して下さい。

国際大会や地域大会で国際会長、地域会長、国際、地域IBC事業主任、所属区の理事などの列席のもと、大会参加者の祝福を得てIBC締結式を行うのは、素晴らしい経験、良い思い出となることでしょう。この手配については、国際・交流事業主任に相談して下さい。

- ③国際 IBC 事業主任がサインして国際の IBC Directory に記載すれば IBC が正式に成立します。
- ④国際 IBC 事業主任がサインした IBC Certificate が各クラブに返送されます。写しを東日本区事務所に送付して下さい。
- ⑤IBC 締結が完了すれば、再度、クラブ会長は、部事業主査、部長に報告し、部事業主査は区国際・交流事業主任に報告します。

## 10. DBC 事業と部事業主査の役割

### (1) DBC 事業の内容

DBC は、国内兄弟クラブ(Domestic Brother Clubs)の略です。国際にはない日本独特のプログラムで、日本区が東西に分かれてからより活発になりました。東日本区と西日本区のクラブ間で締結されるのが本来の趣旨ですが、東日本区内のクラブが締結をすることもあります。同じワイズメンズクラブでもその地域によって活動内容やクラブ運営に違いがあります。お互いに良い影響を与え合うことができる絶好のプログラムです。

### (2) DBC 事業における部事業主査の役割

- ①部内の各クラブの DBC 締結状況を把握します。部内に DBC を締結していないクラブがあれば、締結に向けてのアピール、アドバイス、支援を行います。締結先についてそのクラブに心当たりがない場合は、締結希望先(地方、クラブの特性など)を聴取し、区国際・交流事業主任を通じて西日本区の交流事業主任に候補のクラブを紹介してもらう手配をしてください。
- ②交流にはどのような形態、方法があるか事例を集めましょう。成功例があれば、他のクラブと分かち合しましょう。部報や部長通信、部評議会等で発表の機会を持ちましょう。
- ③関係が弱くなっている DBC について適切な助言をしてください。クラブの CS 事業、研修会への参加を呼びかけるのも、DBC の絆を深める良い方策です。ブリテンの交換は当然ですが、ブリテンに DBC からの記事を掲載することもお互いの理解、交流を強めるのに役立ちます。
- ④DBC 締結式が行われる場合、部事業主査は必ず立ち会う様心がけて下さい。

### (3) DBC 締結の手順

- ①DBC 締結の合意ができたならクラブ会長は、部事業主査、部長に報告し、部事業主査は、区国際・交流事業主任に報告し、どちらかのクラブが DBC 締結の用紙を 2 通入手します。東日本区の場合は東日本区事務所に請求します。  
用紙は、東西間の締結の場合と東日本区内の締結で異なります。
- ②2 通の締結書にそれぞれのクラブ会長と、東西間の締結の場合は東西日本区理事、東日本区内の締結の場合は東日本区理事がサインします。写しを東日本区事務所に送付して下さい。  
区大会や部大会もしくは例会で、参加者の祝福を得て DBC 締結式を行うのは、素晴らしい経験、良い思い出となることでしょう。理事、部長、区国際・交流事業主任等に司式を依頼して下さい。  
部事業主査も立会人として可能な限り出席して下さい。
- ③締結が完了したら、再度、クラブ会長は、部事業主査、部長に報告し、部事業主査は区国際・交流事業主任に報告します。

## 11. BF 事業と部事業主査の役割

### (1) BF 事業の内容

BF は、ブラザーフッド基金(Brotherhood Fund)の略で、BF 代表や国際・地域役員公式旅行の費用に充てるために全世界のワイズメンによって積み立てられる基金です。

基金に貢献するには、使用済み郵便切手を集めて換金する方法と、現金の献金による方法があります。使用済み切手を現金化する作業のために各地域にフィラテリストが決められており、また、基金の用途を決める BF 使途委員会(BF Expenditure Committee)が国際に設けられています。BF 代表とは国際から旅費を支給されて、他地域(区)を訪問する代表のことです。前年の BF 献金実績に応じて、BF 使途委員会が次年度の BF 代表枠(どの地域からどの地域へ何人)を決めて、公募します。

BF 代表には、BF 文化交流と大会代表の 2 種類あります。BF 文化交流は少なくとも 3 週間、他地域のクラブや区大会などを訪問し、国際親善、ワイズダムの発展のために尽くす、ワイズの大使というべきものです。訪問地域のトラベルコーディネーター(TC)の作る旅程によって行動します。帰国後には報告書の提出と、各クラブの例会を訪問して等の報告会を開催する義務があります。大会代表は国際大会、地域大会に参加する際に決められた金額の補助が与えられます。大会出席以外の義務はありません。

BF 代表に応募するには、以下が条件となっています。

- ワイズ運動に熱意を持ち、また YMCA の活動にも積極的に参加していること。
- 所属するクラブが直前の半期に国際協会への責務(半年報提出、国際会費納入等)を果たしていること。(新規設立クラブについてはこの条件は適用されません)
- 所属するクラブが直前の年度に 1 人あたり 5 ドル以上、クラブ全体で 75 ドル以上の BF 献金を行っていること。(同上)
- 英語もしくは訪問国の言語でコミュニケーションが行えること。
- BF 文化交流の場合は、定められた旅程に従って訪問ができ、帰国後報告書の提出、区内の各クラブへの報告の義務を果たせること。
- 過去に BF 代表になったことがないこと(大会代表になって 3 年以上経過した者の BF 文化交流への応募、BF 文化交流になって 3 年以上経過した者の大会代表への応募は可)。

## (2) BF 事業の経緯

1931 年の米国クリーブランド国際大会で約 800 ドルの余剰金が出たことから、これを国際友好の基金にしようという提案があり、通常会計とは別の基金を設けました。これは、ある教派の司祭(Bishop)が自由裁量で使える基金にあやかっ、ビショップ基金(Bishop Fund)と名付けられました。

1933 年に米国マサチューセッツ州のクインシークラブが、初めて使用済み切手の売上金を基金に寄付し、続いて、北米の多くのクラブが使用済み切手を集めて資金作りをして、海外からの代表を国際大会に招き始めました。

1968 年になってもっと分かりやすい名称にしようということになり、ブラザーフッド・ファンド(Brotherhood Fund)に改称されました。

日本区でも外貨が自由にならず渡航が困難だった時代にこのファンドによって海外を訪問し、国際的な視野を広めてワイズダム、YMCA のために貢献した人が数多くいます。

使用済み切手の収集については、それにかかる労力と生み出される金銭的な成果から、その是非が長く議論されてきましたが、「無から有を生み出す」ことが BF の原点であるという考え方と、さまざまな経済状況下にある世界のワイズメンが比較的同じ条件で参加できる事業とし、さらには、使用済み切手を収集する過程でワイズメンズ運動への参画意識が高まり、また、対外的にもワイズメンズクラブの存在をアピールできることなどから、今も評価され、継続して取組まれています。

## (3) BF 事業における部事業主査の役割

- ①区としての目標、取組み方針を理解し、これを受けて部としての年度の目標、取組方針を策定して、様々な機会をとらえ、クラブにアピールし、また、BF 献金集め、使用済み切手集めの成功例等を部内で分かち合う役割を果たして下さい。
- ②各クラブ会長、クラブ BF 事業委員長に目標、スケジュール等を徹底します。特に新規加盟クラブには丁寧に説明し、勉強会を開催する等のサポートをお願いします。
- ③前年度 BF 献金が行われなかったクラブについては、その原因を調べ、BF 事業への理解が不十分ならこれを補って下さい。
- ④部大会、部評議会、クラブ例会などで事業のアピールの際には BF 献金の呼びかけだけでなく、BF 代表への申請も是非呼びかけて下さい。
- ⑤BF 代表の申請は毎年 10 月末までに応募者本人が国際協会のウェブサイトエントリーします。8 月～9 月に区国際・交流事業主任から募集案内が届きますので、各クラブへのアピールに努めて下さい。
- ⑥各クラブの現金献金、使用済み切手収集の進行状況は、毎月のブリテンで確認します。また切手については、事業主査に転送されてくるハガキでも確認してください。

- ⑦1月の「BF 強調月間」には、一層取組を強め、可能な限り各クラブの例会に出席し、アピールを行って下さい。
- ⑧2月15日の部への送金締め切りまでの間、部長とも連携の上、献金の意義の周知と理解に努め、各クラブの献金納付状況を把握し、必要なフォローを行って下さい。各クラブの献金納付状況を把握し、部長とも連携の上、必要なフォローを行って下さい。特に毎年、目標達成基準の「1人当り献金額」についての間違い(目標に数人分満たない額の献金)が散見されます。目標達成基準のクラブメンバー数はその年度の年初の人数(年度初め(7月1日)の半年報の人数。(担当主事を含み、広義会員、功労会員を含まず))であることに留意して下さい。納付状況は、部会計に問い合わせ確認して下さい。
- ⑨年度末には、部のルールに則り、部内の献金実績を記録、部報への掲載等を行って下さい。

#### (4) 使用済み切手の整理・送付方法

##### ①整理方法

- 使用済み切手は、封筒などに貼ってあるまま 3~5mm 程度の余白を残して切り取ります。
- 次のものは、除外して下さい。
  - ・ 台紙から剥がしたもの
  - ・ 切手にキズやヨゴレがあるもの
- ダンボールなど厚い台紙の場合は下層をそいで下さい。
- 分別は不要です。
- 通常切手と記念切手とで買取り価格に差はありません。近年の買取り価格は日本切手が 1kg600 円です。

##### ②送付方法

- 各クラブは、随時または部国際・交流事業主査が指定する機会に、定められた使用済み切手納品書\*に記入して、切手を各部に提出する。
- 各部国際・交流事業主査は、定められたクラブ別使用済み切手納品記録用紙\*に記入後、(有)フクオ宛に、定められた使用済み切手納品書ハガキ\*(必要事項を記入、62 円切手を貼付)を添付し切手を送付または持参して下さい。ただし、(有)フクオへの送付または持参は各部門 2 回までとなります。
- 送付または持参する際は、個人やクラブが提出した際の小袋のままではなく、ひとまとめにして 1 つの袋に入れて下さい。
- 送付する際の最低 kg の指定はありません。
- 送付先
  - 各クラブ→各部国際・交流事業主査
  - 各部国際・交流事業主査→(有)フクオ
- 送付期限
 

使用済み切手の集計は、2 月末で行います。2 月 15 日までに送付して下さい。

##### ③通知方法

- 納品書ハガキが(有)フクオから部国際・交流事業主査に返送され、買取金額が確定したら、部国際・交流事業主査は、クラブごとの金額を、東日本区事務所、国際・交流事業主任、部長、クラブにメールにて通知する。
 

\*所定の様式は区ウェブサイトからダウンロードしてお使いください。

#### (5) BF 献金の送金方法・期限

##### ①送金方法

各クラブは、部指定の納付方法に則り、部へ送金します。必ずクラブ名、送金者名、金額、BF 献金である旨、記入して下さい。

##### ②送金期限 2 月 15 日

#### (6) BF 事業の表彰

- ・ 東日本区の表彰に関しては、別紙表彰規定一覧を参照して下さい。

・国際表彰は次の通りです。

国際では、次の表彰が行われています。いずれも合計貢献金額とは現金と切手を現金換算した金額の合計です。

- ディレクターズ賞(Director's Award)：その年度の10月1日のクラブ数で、クラブあたり合計貢献金額が最も高かった区を表彰します。区内全クラブにバナーパッチが授与されます。
- ディック・ニコルス賞(Dick Nichols Award)：前年度に比べて合計貢献金額の増加が最も高かった区を表彰します。賞のバナーは持ち回りで、区内全クラブにバナーパッチが授与されます。
- アニー・ベル賞(Ernie Bell Award)：その年度の使用済み切手の売却金額による貢献度が上位10クラブにバナーパッチが授与されます。
- トップテン賞(Top Ten Award)：その年度の合計貢献金額が上位10クラブにバナーパッチが授与されます。
- アル・ジャック賞(Al Jacques Award)：その年度の合計貢献金額が2,500ドル以上のクラブにバナーパッチが授与されます。
- アルフ・レイノルズ賞(Alf Reynolds Award)：その年度の10月1日メンバー数で、各クラブに対して1人あたりの貢献金額により、下記5種類のバナーパッチが授与されます。

(1人あたり貢献度)

第1レベル	5ドル
第2レベル	10ドル
第3レベル	25ドル
第4レベル	50ドル
第5レベル	100ドル

## 12. EF事業と部事業主査の役割

### (1) EF事業の内容

EFは、エンダウメント・ファンド(Endowment Fund)の略です。これは、ワイズダム発展のために会員やクラブなどからの寄付、遺贈、献金などによって集められた基金です。献金額は任意ですが、120米ドル以上の献金をすることによって、寄贈者とその理由が、国際本部事務所にあるTHE GOLDEN BOOKに記載されます。

国際協会の長期計画委員会では、財政的に強いワイズダムを目指すために、このファンドに近年、力を入れています。本来は自由意思の献金でしたが、現在は、その成果を挙げるために区の目標を設定し、各種表彰を行うなど様々なプロモーション策をとっています。

### (2) EF事業の経緯

1955年にワイズの事業の発展のための基金として設立され、1985年に国際協会運営の緊急用基金であったCapital Reserve Fundを吸収して、現在の名称となりました。かつて米国シカゴにあった国際協会事務所の売却代金も加えられています。1967年からTHE GOLDEN BOOKに寄贈者が記録されるようになりました。

### (3) EF事業における部事業主査の役割

- ①区としての目標、取組み方針を理解し、これを受けて部としての年度の目標、取組方針を策定して、様々な機会をとらえ、事業の趣旨を部内各クラブに浸透させて下さい。
- ②部大会、評議会、クラブ例会等で事業をPRしましょう。特に5月の「EF強調月間」には、一層取組を強め、可能な限り各クラブの例会に出席して下さい。
- ③次のような時に記念として献金をすることを奨めて下さい。
  - 記念……永年会員の表彰、クラブアワードの受賞、クラブの周年、IBC・DBC締結、区・部役員就任等
  - 顕彰……他会員の顕彰
  - 追悼……会員の追悼、召天記念、香典返し

- 例会卓話者が謝礼を辞退した場合、了解を得て、卓話者名で申し込む
- クラブの年次予算に計上する

#### (4) EF 献金の方法

- ① 献金する際は、献金者本人が、定められた「ENDOWMENT FUND 献金申込書」を区国際・交流事業主任宛に送ります。これには部名、クラブ名、申込人名、個人・クラブの区別、金額(円)、献金の趣旨、送金日を記入します。ゴールデンプックに記載する文章は英文 100 語以内にまとめます。(和文でも可です)
- ② これに対して、東日本区は、区国際・交流事業主任名で「献金受領確認書」を献金者に送り、金額、献金の趣旨、献金者の区分を確認します。
- ③ 送金は、所定の郵便払込通知書で東日本区会計宛てに行います。
- ④ 5 月 15 日が年度のエントリー締切りです。これ以降に申し込まれた献金は、翌年度の扱いになります。

#### (5) EF 事業の表彰

- ・ 東日本区の表彰に関しては、別紙表彰規定一覧を参照してください。
- ・ 国際では以下の表彰が行われます。

- ポール・ウィリアム・アレキサンダーフェロー  
個人で 120 ドル以上献金した人には、この名称が与えられ、THE GOLDEN BOOK のポール・ウィリアム・アレキサンダーフェローのページに記録されます。国際大会で特別の Name Tag をつけることができます。
- エンダウメント・フレンド  
個人で 50 ドル以上の献金をした人には、THE GOLDEN BOOK のエンダウメント・フレンドのページに記載されます。これは、1 回きりの献金でなく、毎年、の献金が奨励されています。
- オナーロール(Honor Roll)・メンバー  
個人で 1,000 ドル以上の献金をした人には、この名称が与えられ、THE GOLDEN BOOK のオナーロール・メンバーのページに記録されます。夫婦で 1,000 ドルの献金をした場合は、夫婦の名が記録されます。記念品としてアイスバーグ・ミメント(冰山を模した置物)が贈られます。遺言で 1,000 ドル以上を寄付するとして国際 EF 事業主任と国際本部に通知した場合も同様に扱われます。
- オナーロール・クラブ  
クラブが 1,000 ドル以上の献金をした場合、THE GOLDEN BOOK のオナーロール・クラブのページに記載されます。クラブに記念品としてアイスバーグ・ミメントが贈られます。

### 1 3. YES 事業と部事業主査の役割

#### (1) YES 事業の内容

YES(イエス)は Y's Extension Support の略称で、新クラブ設立の活動を支援するための地域(エリア)レベルの基金です。各区から地域に拠出された献金は地域内の各クラブの設立支援資金および地域レベルのエクステンション活動に用いられます。

東日本区では、国内の新クラブ設立のための支援を優先し、残余金をアジア太平洋地域に拠出することとしています。

#### (2) YES 事業の経緯

YES はワイズダムの発展にはエクステンションが不可欠であることから、国際レベルの基金として従来の EF に加え、エクステンション活動に特化した基金として 2009 年にスタートしました。2017-2018 年度からは各地域での管理・運用となりました。

#### (3) YES 事業における部事業主査の役割

- ① 区としての目標、取組み方針を理解し、これを受けて部としての年度の目標、取組方針を策定し

- て、様々な機会をとらえ、事業の趣旨を部内各クラブに浸透させて下さい。
- ②部大会、評議会、クラブ例会等で事業をPRしましょう。特に10月の「YES強調月間」には、一層取組を強め、可能な限り各クラブの例会に出席して下さい。
  - ③EF、JEFが主として個人の献金であるのに対して、YESはクラブとしての献金が期待されていることを強調して下さい。

#### (4) YES 献金の方法

YES 献金は、各種献金の送金と合わせ、2月15日までにクラブ単位で部指定の納付方法に則り部宛てに送金します。

### 1 4. 東日本区ワイズ基金(JEF)事業と部事業主査の役割

#### (1) JEF 事業の内容

東日本区ワイズ基金(Japan-East Y's Men's Fund : 通称 JEF)は、第51回熱海国際大会後に、大会開催のために日本区のワイズメン全員が2年間にわたって積み立てた拠出金を含む大会剰余金を基本財産として「アタミ基金」として設置されました。

その後、1982年に日本ワイズメン基金(Japan Fund)と名称を変更し、EFにならって「奉仕帳」を作り、献金した人の氏名、献金理由を記録してきました。

1997年に東日本区、西日本区の発足にあたり日本ワイズメンズ基金を分割し、新たに東日本区ワイズ基金(JEF)を設置しました。

クラブの記念行事、個人の冠婚葬祭などを記念しての献金を受け付けています。東日本区ワイズ基金運営規定が制定され、これに基づき運営されています。基金の残高は、東日本区事務所または東日本区ワイズ基金運営委員長にお問い合わせください。

#### (2) JEF 献金の方法

- ①献金する際は、献金者本人が、「JEF 献金申込書」を区理事宛に送ります。これには部名、クラブ名、申込人名、個人・クラブの区別、金額(円)、献金の趣旨、送金日を記入します。
- ②献金額は1口5,000円以上とします。
- ③奉仕帳に記載する文章は100字以内にまとめます。
- ④送金は、所定の郵便払込通知書で東日本区会計宛てに行います。
- ⑤5月15日が年度のエントリー締切りです。これ以降に申し込まれた献金は、翌年度の扱いになります。

#### (3) JEF 事業における部事業主査の役割

- ①区としての目標、取組み方針を理解し、これを受けて部としての年度の目標、取組方針を策定して、様々な機会をとらえ、事業の趣旨を部内各クラブに浸透させて下さい。
- ②部大会、評議会、クラブ例会等で事業をPRしましょう。特に5月の「JEF強調月間」には、一層取組を強め、可能な限り各クラブの例会に出席し、アピールを行って下さい。
- ③次のような時に記念として献金をすることを奨めて下さい。
  - 記念……永年会員の表彰、クラブアワードの受賞、クラブの周年、IBC・DBC締結、区・部役員就任等
  - 顕彰……他会員の顕彰
  - 追悼……会員の追悼、召天記念、香典返し
  - 例会卓話者が謝礼を辞退した場合、了解を得て、卓話者名で申し込む
  - クラブの年次予算に計上する

### 1 5. LT 事業と部事業主査の役割

#### (1) LT 事業の内容

LTはリーダーシップ・トレーニング(Leadership Training)の略です。どのような組織でもその

指導者の訓練を怠ると方向を誤り、継続性が失われ、活動が停滞します。ワイズメン運動についても例外ではありません。組織のすべてのレベルで研修が欠かせません。

また、ワイズダムにおいては、誰もがリーダーになる可能性があり、すべてのメンバーに対しての研修が必要です。東日本区では、集合研修として次期部長・次期事業主任研修会、次期クラブ会長・次期部役員研修会などを行っています。部においてもクラブ役員研修会が各部に於いて4月から5月にかけて実施されています。また日常の活動の中での研修も重要です。

部におけるリーダー・トレーニングは、組織の長である部長の責任です。LT 事業担当主査は、充分 LT の重要性を認識して下さい。

## (2) LT 事業における部事業主査の役割

- ① 区としての目標、取組み方針を理解し、これを受けて部長とともに、部としての年度の目標、取組み方針、年間研修計画を策定します。部長、部書記等との役割分担を明確にしておきます。
- ② 東日本区事務所、区 LT 委員などから必要な資料・文献を取り寄せます。
- ③ 部におけるクラブ役員研修会を企画・実施します。必要に応じて区 LT 委員会の協力を得る事ができます。
- ④ 特に新設クラブに対しては、他の部事業主査の協力も得、研修の機会を設けましょう。
- ⑤ 部内の新入会員を対象にした合同研修会も企画してみましょう。
- ⑥ 4月は、LT 強調月間です。各クラブに LT の重要性、意義を充分アピールしましょう。
- ⑦ 常に適切なトレーナーを発掘しましょう。その中には当然、YMCA の主事にも加わってもらいましょう。
- ⑧ 部大会、区大会、地域大会、国際大会に出席することも良い研修の機会となります。参加を呼び掛けましょう。
- ⑨ 他クラブの例会などに出席することも良い研修の機会として、奨励しましょう。
- ⑩ 研修用のテキストやツール（スライド・ビデオなど）を開発しましょう。研修用のテキストやツールを後任者に引き継ぎましょう。

## 16. ウェルネス事業と部事業主査の役割

### (1) ウェルネス事業の内容

(東日本区では、現在ウェルネス事業について区事業として担当事業主任はおりません。しかし、以下の内容のように大切な事項ですからこれを理解するとともに、高齢化社会への対応等も考慮し部、クラブでの参考となるよう記載しておきます。)

ウェルネス事業は、われわれの生活を個人的にも社会的にも健全なものにしようという運動です。ウェルネスは 1980 年代に米国で提唱されました。それは、単に病気ではないという状態(Health)よりも、もっと積極的で総合的な健康観です。これは私たちの生活の基本となる『精神』と『こころ』と『からだ』をトータルとして捉らえてきた YMCA の考え方と一致するものがあります。私たちが、いつも「I'm very well. Thank you.」と言えるライフスタイルの創出です。ということは、心身の健康にとどまらず、人間関係や環境破壊・汚染など、広く奥深い考え方です。

日本区では、1983 年から事業として取り上げてきました。ウェルネスは、幅が広い上に、多岐にわたる選択肢の中から個人が選び出していくものですから、一つのプログラムでこれらすべてを包含することは出来ません。それだけに多くのプログラムに発展していく可能性があります。ワイズメンズクラブの活動、YMCA の活動のすべてをウェルネスと言う視点で見直すことも出来ます。これまでウェルネス事業としてウェルネス・チェックやウェルネス・ウォーキング、ウェルネス例会などが実施されています。

ウェルネス事業は、国際にはない日本独特のプログラムです。1997 年以前の日本区時代には区としても事業主任において積極的に推進をしていましたが、現在は特別な活動はしていません。しかし、YMCA においても大切なプログラムですから、部、クラブでも活動の中にウェルネスを取り入れていただくことをお奨めいたします。



## (2) ウェルネス事業における部事業主査の役割

- ①部長とともに部の年間目標(Goal)を設定します。
- ②部内の各クラブのメンバーがウェルネスの思想を理解するよう啓蒙に努めてください。
- ③YMCAのウェルネス指導者を招き、ウェルネスを学ぶ機会をつくってはいかががでしょう。参考図書も依頼しましょう。
- ④部レベル、各クラブレベルでのウェルネス活動の『シンボル』となるプログラムの開発を推進、助言しましょう。例えば、ウォーキングも体を鍛えるものではなく、仲間との笑顔の語らいの中で、自然や歴史に学びながら、軽い汗を流します。ワイズメンズクラブで行うウォーキングだけでは効果は期待できませんが、そのことが体を動かしたり、積極的に生活に立ち向かったりする動機として重要な役割を果たします。
- ⑤各クラブの成功例を他のクラブと分かち合うようにしましょう。

## 17. 物品事業と部事業主査の役割

### (1) 物品事業の内容

ワイズメンのイメージアップと会員の連帯感を増すために用いる備品、小道具、記念品などを制作、供給する事業です。現在は、東日本区としては指定業者に一任をしていますが、一部は区事務所でも扱っています

### (2) 物品事業における部事業主査の役割

- ①必要に応じて、部として物品を制作します。
- ②制作物またはその販売について必要に応じて、他部の事業主査と協力します。
- ③クラブの物品制作に対して指導、助言を行ないます。
- ④物品の取扱いがある場合は、会計報告、在庫の報告を行います。
- ⑤制作物品については東日本区指定業者に販売委託ができます。
- ⑥会計および物品在庫の引継ぎは正確に行います。

### (3) 物品の販売

東日本区では、下記のように取扱っています。

- ①各種バッジ、万国旗、ランチョンベル、ギャベルなどの販売

○注文先（東日本区・西日本区指定業者）

111-0036 東京都台東区松が谷 3-22-1 (株) 齊藤工芸

TEL 03-3841-5846 FAX 03-3841-5873

○注文方法

FAXで注文します。その場合、物品名、数量、単価、合計金額、納品先住所、名前、クラブ名、電話番号を明記してください。

○代金支払い

納品物に請求書払込用紙が同封されます。

○東日本区（業者委託）として常備している物品および金額は別紙を参照してください。

○東日本区のウェブサイトでは、物品等を写真入りで紹介しています。注文シートもダウンロードできます。

②文献類の販売

○注文先

160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 2 番 11 号 日本 YMCA 同盟会館

ワイズメンズクラブ国際協会東日本区事務所

TEL&FAX 03-5367-6652

○注文方法

物品類の販売と同じ。

○代金支払い

東日本区会計へ所定の払込用紙を使用して下さい。

- 東日本区として常備している文献類  
東日本区事務所へお問い合わせ下さい。

#### (4) エンブレム入りの物品の製作

部やクラブで エンブレム、マーク入りの物品を作製する場合の留意点は以下のとおりです。

- ①部、各クラブで印刷物、記念品、賞品などにワイズメンズクラブ国際協会のエンブレム、マーク(ロゴ)を使用する場合は、正しいものを使用してください。
- ②物品などにエンブレムを使用する場合は、区事務所の承認を受けて、制作にかかってください。
- ③エンブレムは、ワイズメンズクラブの正章を指します。マークまたはロゴは、エンブレムに地球がついたものを指します。
- ④エンブレムやマークを使用する場合は、下記の点に留意して下さい。
  - ワイズメンズクラブの物品は売れることが大切でなく、クラブのイメージを高め、連帯感を強める小道具です。イメージダウンにつながる物品への使用は避けてください。
  - エンブレムの刷り色に赤と青を使う場合は、定められた色を指定してください。国際協会では赤色は PANTONE187C、青色は PANTONE294C と決めています。TOYO、DIC など他の色見本を用いる場合でもこれと同等の色を指定してください。エンブレム、マークの清刷は、区事務所にあります。必要な場合は請求して下さい。また、東日本区のマークを含め、各種サイズのエンブレム、マークを東日本区ホームページからダウンロードすることができますのでご活用下さい。

## 18. 広報事業と部事業主査の役割

### (1) 広報事業の内容

「広報」とは広く知らしめることです。部内各クラブの情報、部の情報を部内外に知らせることが第1の仕事です。その方法の一例としては、各クラブに「広報担当者」を選任して、それぞれのクラブの情報を収集し、それを各クラブにフィードバックしたり、他の部や、区へ発信したりすることが挙げられます。

第2に地域社会にワイズメンズクラブの存在、活動をアピールすることも広報の仕事です。以下にこれに関する具体例を挙げます。

#### ①テレビ・ラジオ

テレビ・ラジオは、中央のキー局はもとより、身近なローカル局を活用しましょう。近年はケーブルテレビ局や地域FM局といった、より地域に密着したメディアが増えています。地域のイベントを紹介するコーナー等にクラブの活動を積極的に応募しましょう。

クラブのイベントに地元の行政やメディア、他の奉仕団体等を巻き込みましょう。後援(名義後援でも可)に名前を連ねてもらえば、報道される機会が増えますし、行政(例:教育委員会や社会福祉協議会等)やNPO法人等とのネットワークが生まれ、新しい展開が図られるチャンスもあります。そのような中から新入会員獲得に繋がる場面も出て来る可能性もあります。

#### ②新聞

新聞は、テレビ・ラジオよりも目に留まる確率が高いメディアです。特に地方版、地方紙の活用が有効です。担当記者と顔なじみになって、良好な関係を維持して行く事も必要です。また、例会に記者を招待してクラブの活動を理解してもらうこと等も一案です。

#### ③ミニコミ誌(紙)

新聞よりももっと身近な話題を提供するミニコミ誌は、地域の奉仕団体の活動については、頻度においても、取りあげ方においても他のメディアを上回るのが普通です。“グループ紹介”などのコーナーがあれば積極的に応募してワイズメンズクラブの知名度をあげましょう。

#### ④インターネット

近年のインターネットの普及には著しいものがあります。現在東日本区内のクラブのホームページ(正式にはウェブサイトと言いますが、ここではホームページ=HPと表現します)開設率は約4割程度です。時代に乗り遅れないためにクラブのHPを立ち上げましょう。

HPではワイズメンズクラブの説明とクラブがどのような活動をしているか、またこれからの

イベントの予告等、常に最新の情報を発信するように心がけましょう。

HP を作っても多くの人に見てもらわなくては意味がありません。その工夫の一つとして“キーワードの設定”があります。「ワイズメンズクラブ」というキーワードの他に、「青少年育成」とか「地域奉仕活動」、それにあなたのクラブの特徴的な活動を表わす言葉を載せましょう。これらの言葉が“検索”されて HP を訪れるケースが多々あるのです。(HP 上では個人情報の取扱いには十分な配慮をして下さい)

#### ⑤ チラシ・パンフレット

ワイズメンズクラブを説明する印刷物、イベントのチラシや入会を誘うパンフレット等を整備して、ことあるごとに配布することを心がけましょう。共催する行事等にもワイズメンズクラブの名前を明記しましょう。

このパンフレットは、YMCA のロビーに置いたり、またクラブメンバー全員が常に携帯したりするよう心がけましょう。さらに、メンバーが関係する事業所等に置いたり、可能ならば地域のコミュニティセンターやボランティアセンター等へも置いたりしてもらいましょう。

#### ⑥ ブリテン

ブリテンは、会報という意味からして内向けに作られていますが、使い方によっては有効な広報手段となります。PR を意識した誌面作りの工夫も必要です。

YMCA のパンフレット置場にクラブのブリテンやワイズメンズクラブのパンフレット等を入れておきましょう。

ブリテンは毎月発行されるという特徴を生かし、クラブメンバーだけでなく、YMCA の維持会員や関係者、教会関係者等で、希望する人がいれば定期的に送付することも良いでしょう。

#### ⑦ ロゴマーク

ワイズメンズクラブのロゴマークをフル活用しましょう。地域に寄贈した物品には、ワイズのロゴを表わしましょう。例会やワイズの行事の時だけでなく、日常でもワイズバッジを身につけましょう。車にはワイズマークのステッカーを貼りましょう。クラブで揃えた T シャツやジャケットを着用しましょう。その他の持ち物にもワイズシールを貼りましょう。建物の外側にもワイズのロゴを表示しましょう。

## (2) 広報事業における部事業主査の役割

- ① 区としての目標、取組み方針を理解し、これを受けて部としての取組方針を策定して、様々な機会をとらえ、クラブに上記の事柄をアピールして下さい。
- ② 個々のクラブではなかなかマスコミの対応も難しいものがありますから部に「広報委員会」を設置しお互いの情報交換をして下さい。
- ③ 区会員増強事業主任と連絡をとりアイデア、情報交換をして下さい。
- ④ 区で委員会を設置した場合は主査委員として積極的に協力して下さい。

## 19. メネット事業と部事業主査の役割

### (1) ワイズメネットとワイズメネット会

- ① ワイズメネット(以下「メネット」という)とは、ワイズメンの女性パートナーを指します。在籍中ワイズメンを亡くされたメネットは、そのままメネットとしてクラブに残る事も出来ます(特別メネット)。その処遇は東日本区定款内範囲において各クラブに任されています。
- ② 各ワイズメンズクラブ、各部のメネットは、親交を深め、自己啓発をはかり、奉仕の機会を得ることを目的として、ワイズメネット会(以下「メネット会」という)を設けることが出来ます。メネット会は、全メネットの参加を求めるものではなく、各メネットの自由意志で設立・運営されます。また、ワイズメネットだけではなく、その主旨に賛同する他の女性の参加も認められています。
- ③ ただし、メネット会を設けないクラブでは、連絡担当を置き、東日本区メネット委員会とクラブ内のメネットとの連絡に努めていただきます。

## (2) 東日本区ワイズメネット委員会

- ①東日本区ワイズメネット委員会(以下「メネット委員会」という)は、メネット委員長、直前メネット委員長、東日本区の7部のメネット事業主査、連絡員とで構成されます。
- ②メネット委員会委員長(以下メネット委員長という)は理事が任命します。
- ③書記・会計は、メネット委員会で互選されるかまたはメネット委員長が指名することが出来ます。メネット委員長が指名する場合はメネット委員会委員とは限らなくともよい事になっています。

## (3) 東日本区メネット委員会の役割と働きについて

- ①メネット委員長は、東日本区役員会の構成メンバーとなり、役員会に出席する義務があります。但し、議決権はありません。メネット委員長は、役員会でメネット事業等の報告・提案等をし、理解・支援を求める事が出来ます。
- ②メネット委員長は、国際本部にはメネット事業主任(RSD)として報告され、国際メネット主任(ID)およびアジア太平洋地域メネット事業主任(ASD)との連絡にあたります。なお、国際関係の連絡実務については東日本区事務所において補佐致します。
- ③メネット委員は、メネット委員会に出席し、その内容やメネット事業等を、所属する部の評議会・部大会・クラブ例会において、あるいは、部内でメネット会を開催して報告をし、事業に対しての推進・支援を求めます。
- ④メネット委員会は、東日本区のメネット事業として、国内および国際レベルでのメネット独自のプロジェクトを企画し、そのプロジェクトの遂行にあたっては、募金等について努力すると共に、ワイズメンズクラブに協働を呼びかけることが出来ます。
- ⑤メネット委員会は、必要に応じて開催し、東日本区および国際メネット事業等、必要事項について協議します。そしてその結果を、メネット会の有無に拘わらず、東日本区内の全メネットに対して、情報の連絡および報告等を行います。
- ⑥メネット間の親睦、事業報告、支援要請等のために「東日本区ワイズメネットの集い」を開催します。また東日本区大会におけるワイズメネットアワーは、メネット委員会の主管によって開催します。
- ⑦メネット委員会の経費(会議費・交通費等)は、東日本区の通常会計より支出されます。
- ⑧メネット委員長の活動費は、東日本区会計から一部補助されます。部メネット委員としての活動費は、部の定めに依ります。
- ⑨各クラブ間の情報交換のために「Notes&News」(東日本区報に併載)を発行します。その編集は、メネット委員会において行います。

## (4) メネット事業における部事業主査の役割

- ①部メネット事業主査、連絡員は、東日本区メネット委員会の構成メンバーとして委員会に出席します。
- ②メネットプロジェクトの内容などを各クラブに伝えて理解を求めます。
- ③部大会の時にメネットアワーを開催する場合は、メネット事業主査、連絡員がリーダーシップを取ります。部大会以外にも年に一度、部内のメネットが合同で集まれる機会を作り各クラブのメネットの親睦を図ってください。
- ④部内のクラブでメネットナイト(メネット例会)が開催される場合は、必ず出席して下さい。
- ⑤「東日本区メネットの集い」、「東日本区大会メネットアワー」開催の折は、準備委員としてメネット委員長をサポートして下さい。